令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（以下「健全化法」）により、町は４つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告すること、町民の皆様に公表することが義務付けられています。

健全化法では、健全化判断比率のうち１指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営健全化に向けて取り組まなければなりません。

那賀町の令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っており、実質公債費比率については8.7%(単年度（R7）9.1%）となっています。実質公債費比率は直近３年の平均値を用います。
R3年度からの総合体育館建設にかかる起債償還が始まったことが主な要因ですが、償還金額が増加し、前年度の単年度実質公債費比率からは悪化しています。（単年度（R6）8.4%）
地方債の発行額については、昨年度より繰越分も含め273,449千円減少しております。
R7年度の主要な起債充当事業は、林道・町道改良事業でした。今後も、広い町域内の各施設の更新・除却について、計画的に行っていく必要があります。
借入と償還のバランスをとりながら地方債残高を少しでも増やさないように実質公債費比率の改善に努めます。

１．健全化判断比率

指　　標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那　賀　町	― %	― %	8.7%	― %
早期健全化基準 （早期健全化団体）	14.21% （財政規模に応じて変動 市町村11.25～15%）	19.21% （財政規模に応じて変動 市町村16.25～20%）	25.0%	350.0%
財政再生基準 （財政再生団体）	20.00%	30.00%	35.0%	

※対象となる比率がない場合は、「－」で表記しています。

健全団体 ⇒ 早期健全化団体 ⇒ 財政再生団体 の順に財政が悪化

２．資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	― %	20.0%
上那賀病院事業会計	― %	
簡易水道事業会計	― %	
集落排水事業会計	― %	

※対象となる比率がない場合は、「－」で表記しています。

実質赤字比率

・・・一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質赤字比率（－%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額　（ 0千円 ）}}{\text{標準財政規模　（ 6,552,322千円 ）}}$$

◎標準財政規模・・・地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模

標準財政規模　＝　標準税収入額等　＋　普通交付税額　＋　臨時財政対策債発行可能額

（6,552,322千円）　（1,596,337千円）　（4,955,985千円）　（0千円）

連結実質赤字比率

・・・全会計（財産区事業会計は除く）の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{連結実質赤字比率（－%）} = \frac{\text{連結実質赤字額　（ 0千円 ）}}{\text{標準財政規模　（6,552,322千円 ）}}$$

（ 単位：千円 ）

		実質収支額　又は 資金不足・剰余額	備　　考
一般会計等	①	498,422	
一般会計		498,103	（黒字）
ケーブルテレビ事業会計		319	（黒字）
公営事業（公営企業以外）に係る特別会計	②	265,776	
国民健康保険事業会計		18,427	（黒字）
国民健康保険診療所事業会計		137,907	（黒字）
介護保険事業会計		103,612	（黒字）
後期高齢者医療会計		5,830	（黒字）
公営企業に係る特別会計	③	271,912	
工業用水道事業会計		30,404	（剰余）
上那賀病院事業会計		102,947	（剰余）
簡易水道事業会計		71,001	（剰余）
集落排水事業会計		67,560	（剰余）
実質収支額（①）	A	498,422	（黒字）
連結実質収支額（①＋②＋③）	B	1,036,110	（黒字）
標準財政規模	C	6,552,322	
実質赤字比率（%）	A÷C	-7.60	（黒字）
連結実質赤字比率（%）	B÷C	-15.81	（黒字）

※実質収支額（A）及び連結実質収支額（B）が黒字のため、実質赤字比率（%）及び連結実質赤字比率（%）は負の値となっています。**その場合、指標では「－」の表記となります。**

実質公債費比率

・・・一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合

$$\text{実質公債費比率（３ヶ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 A ＋ 準元利償還金 B）－（特定財源 C ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D）}}{\text{標準財政規模 E －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D）}}$$

（ 単位：千円 ）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備　　考
地方債の元利償還金　A	1,468,808	1,448,645	1,537,600	繰上償還額除く
地方債の準元利償還金　B	153,512	145,940	140,809	
一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの	153,512	145,940	140,809	上那賀病院事業会計 簡易水道事業会計 集落排水事業会計 国民健康保険診療所事業会計
那賀町が加入している組合等の地方債の元利償還に充てた負担金	－	－	－	老人ホーム福寿荘組合
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	－	－	－	
一時借入金の利子	－	－	－	
特定財源　C	943	1,003	20,926	eとくしま基板促進整備事業費補助金 他
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　D	1,184,405	1,144,850	1,165,172	各年度の普通交付税の基準財政需要額に算入された額
標準財政規模　E	6,269,348	6,460,993	6,552,322	
実質公債費比率（%）（単年度）	8.59345% 436,972 5,084,943	8.44093% 448,732 5,316,143	9.13862% 492,311 5,387,150	(A+B)-(C+D) (E-D)
実質公債費比率（%）（３ヵ年平均）	8.7%			

将来負担比率

・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合

$$\text{将来負担比率（－%）} = \frac{\text{将来負担額 （A）－ 充当可能財源等 （B）}}{\text{標準財政規模 （C）－ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 （D）}}$$

（ 単位：千円 ）

		金　　額	備　　考
将来負担額	A	13,600,319	
一般会計等の令和７年度末における地方債現在高		11,914,232	一般会計 ケーブルテレビ事業会計
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額		964,982	上那賀病院事業会計 簡易水道事業会計 集落排水事業会計 国民健康保険診療所事業会計
那賀町が加入している組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額		－	
退職手当支給見込額		721,105	一般会計等に属する一般職・特別職職員が一斉に退職した場合
充当可能財源等	B	20,636,614	
充当可能基金額		10,607,514	財政調整基金・減債基金等
特定財源見込額		3,107	徳島県市町村振興資金
令和７年度末地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		10,025,993	令和８年度以降、普通交付税の基準財政需要額への算入見込額
標準財政規模	C	6,552,322	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	D	1,165,172	令和７年度に普通交付税の基準財政需要額に算入された額
将来負担比率（%）		-130.6%	（Ａ－Ｂ）÷（Ｃ－Ｄ）

※将来負担額（Ａ）が充当可能財源等（Ｂ）を下回っているため、将来負担比率（%）は負の値となっています。
その場合、指標では「－」の表記となります。

資金不足比率

・・・公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合

$$\text{資金不足比率（－%）} = \frac{\text{資金の不足額 A}}{\text{事業の規模 B}}$$

（ 単位：千円 ）

特別会計の名称	資金不足比率	資金不足額・剰余額 A	事業の規模 B
工業用水道事業会計（法適用企業）	－%	30,404 （剰余）	28,499
上那賀病院事業会計（法適用企業）	－%	102,947 （剰余）	267,267
簡易水道事業会計（法適用企業）	－%	71,001 （剰余）	67,790
集落排水事業会計（法適用企業）	－%	67,560 （剰余）	42,989

◎資金不足の額・・・一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

（法適用企業） 資金不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

◎事業の規模・・・料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

（法適用企業） 事業規模＝営業収益の額－受託工事収益の額